

○雲仙市リフレッシュセンターおばまの設置及び管理等に関する条例

平成20年3月21日

条例第11号

雲仙市リフレッシュセンターおばまの設置及び管理等に関する条例（平成18年雲仙市条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、雲仙市リフレッシュセンターおばま（以下「センター」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市民等の健康の保持及び増進並びに体育の向上を図り、地域住民の交流を促進するための施設としてセンターを設置する。

（名称及び位置）

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 雲仙市リフレッシュセンターおばま
- （2） 位置 雲仙市小浜町南本町24番地23

（利用の許可）

第4条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その利用について条件を付することができる。

（利用）

第5条 利用者は、教育委員会の定めた事項を遵守し、常に善良な管理と注意をもって利用しなければならない。

（利用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可をしないことができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- （2） 建物又は附属物を破損するおそれがあると認めるとき。
- （3） センター設置の趣旨に反すると認めるとき。
- （4） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （5） 利用させることにより管理上支障があると認めるとき。
- （6） その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

（利用の許可の取消し又は利用の中止）

第7条 教育委員会は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則（以下「管理規則」という。）に違反すると認められるときは、利用の許可の取消し又は利用の中止を命ずることができる。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を停止させた場合において、当該取消し又は停止により、第4条第1項の規定により利用許可を受けた者に損害を及ぼす

ことがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、許可の際、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 教育委員会は、施設の利用促進を図るために、使用料を別表に定める額の範囲内とすることができる。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料については還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用することができなかつたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第11条 利用者は故意又は過失によって、施設を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他利用者の責めによらない事由による場合はこの限りではない。

(指定管理者による管理)

第12条 センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 第12条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 第8条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合、利用者はその利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を利用許可の際に収めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 別表に掲げるもの以外に係る利用料金の額は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、

指定管理者が定めるものとする。

- 4 教育委員会は、センターの利用料金については、指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

- 第16条 指定管理者は、公益上必要があると認めるとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の還付)

- 第17条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

- 第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月16日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の雲仙市リフレッシュセンターおばまの設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に雲仙市リフレッシュセンターおばまを利用する者について適用する。

附 則 (令和2年7月7日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の雲仙市リフレッシュセンターおばまの設置及び管理等に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表 (第8条、第15条関係)

使用料

種別	区分	金額				備考
		単位		市内	市外	
一般	大人	日額		400円	700円	プール、サウナ
				300円	600円	トレーニング機器
	高校生	日額		150円	300円	プール
				150円	300円	トレーニング機器
	幼児・小・中学生	日額		100円	200円	プール
スイミング会員	幼児・大人	週1回	月額	3,100円	6,000円	6箇月から3歳までの親子スイミングを対象とした教室指導
	3歳以上幼児～高校生	週1回	月額	3,000円	5,775円	教室指導

		週2 回	月 額	3,600円	7,000円	
		随 時	月 額	4,000円	8,000円	競技育成選手を対象とした教室指導
マシン ジム会 員	高校生以上	月額		2,400円	4,725円	トレーニング機器、サウナ
プール 会員	高校生以上	月額		3,200円	5,775円	プール、サウナ、流水浴槽
トレー ニング 会員	高校生以上	月額		3,600円	6,500円	プール、トレーニング機器、サウナ、流水浴槽

(摘要)

- 1 一般使用料について5歳以下又は身長130センチメートル以下の幼児及び学童の利用については、保護者（高校生以上）同伴を条件とし、保護者の使用料は、それぞれの区分とする。ただし、幼児のうち、3歳未満児は、無料とする。
- 2 使用料の額は、利用する者が市内在住者の場合は「市内」欄の額、それ以外の場合は「市外」欄の額とする。